

デマンド型交通による実証運行(案)

～本市にふさわしい公共交通の導入に向けて～

令和 7 年 5 月

藤 井 寺 市

目 次

1. これまでの経緯	1
1-1 背景	1
1-2 公共施設循環バスの課題	2
1-3 地域公共交通会議の設置	3
2. 運行計画案	4
2-1 デマンド型交通とは	4
2-2 運行エリア・運行ルートについて	4
2-3 運行内容について	7
3. 今後の見通しについて	9

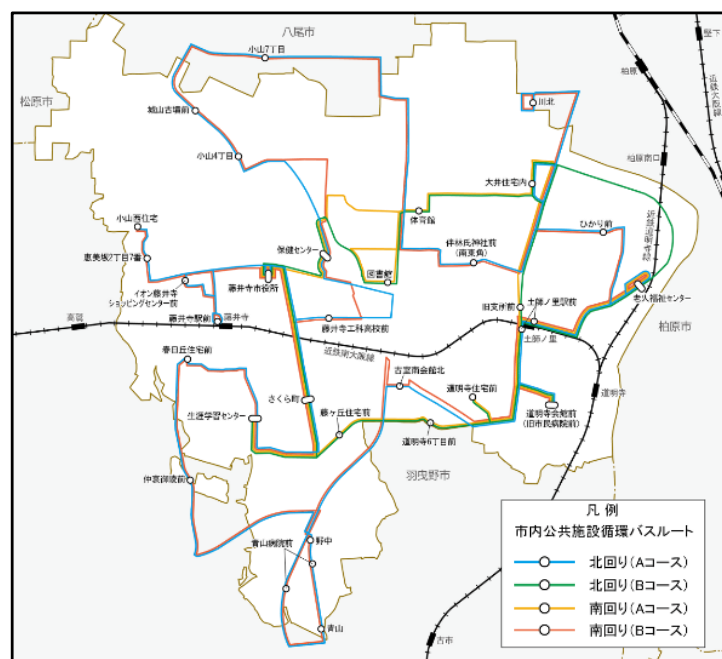
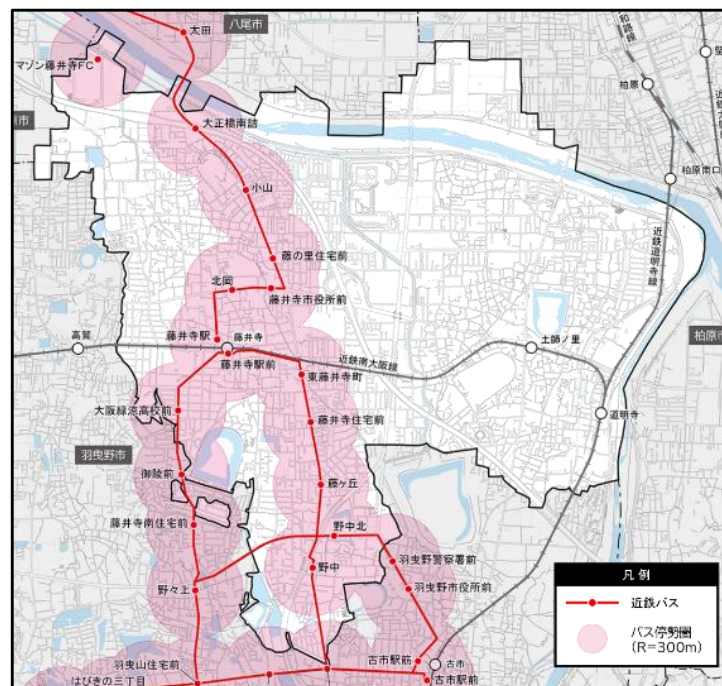
1.これまでの経緯

1-1 背景

公共交通とは、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性・活力ある地域の振興を図る上で欠かせないものです。

本市では、近鉄南大阪線や道明寺線の鉄道網と路線バス、タクシー、藤井寺市が運行する無料の公共施設循環バスによって、公共交通のネットワークが構築されています。(図1、図2参照)

一方で、近年の人口減少の本格化や運転手不足の深刻化、公共交通を確保・維持するための公的負担の増加等により、全国的にも公共交通の維持が大きな課題となっています。



1-2 公共施設循環バスの課題

本市の公共施設循環バスは、平成6年に運行を開始しました。公共施設の利用者向けという目的から買い物等に利用できず、近年においては利用者の減少が見られています。令和3年度に実施しました「公共交通及び公共施設循環バスに関するアンケート調査」の結果では、約83%の方が「知っていた」との回答があり、認知度は高いものの、利用者は1割弱と低く留まっています。(図3、図4参照) また、利用者の傾向としては、若年層の利用者はなく、年配者の一部が利用している状況であり、時代のニーズに合っているとはいえない状況です。(図5参照)

利用に至らない理由としては、「他の移動手段で移動できるから」が大半を占めますが、公共施設循環バスに対する理由としては、「運行本数が少ない」や「買い物などに利用できない」との理由が上位にありました。(図6参照)

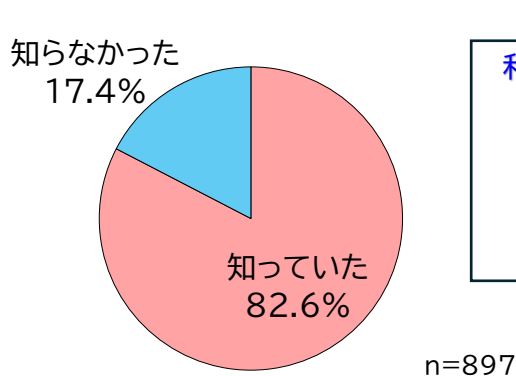


図3. 公共施設循環バスの認知度

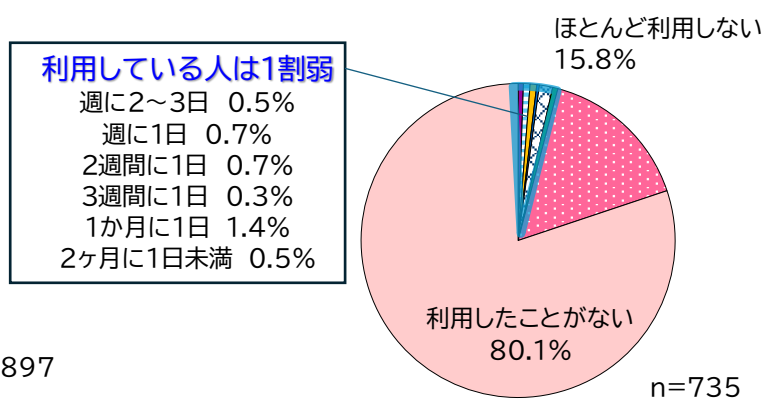


図4. 公共施設循環バスの利用頻度

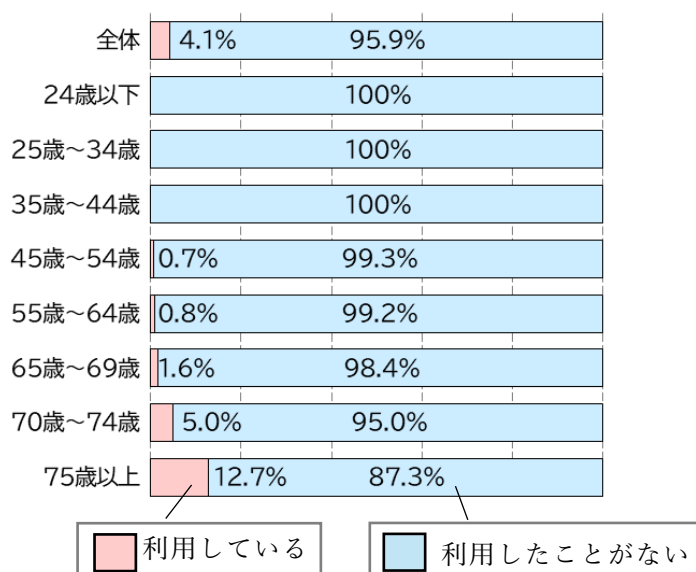


図5. 公共施設循環バスの利用状況(年齢別)

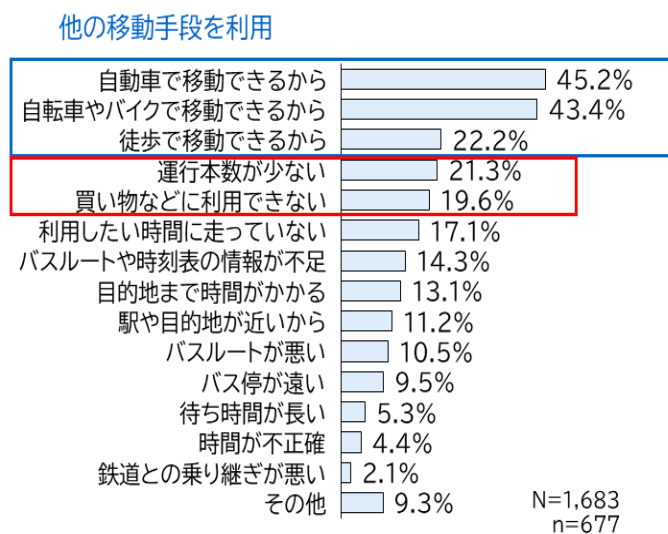
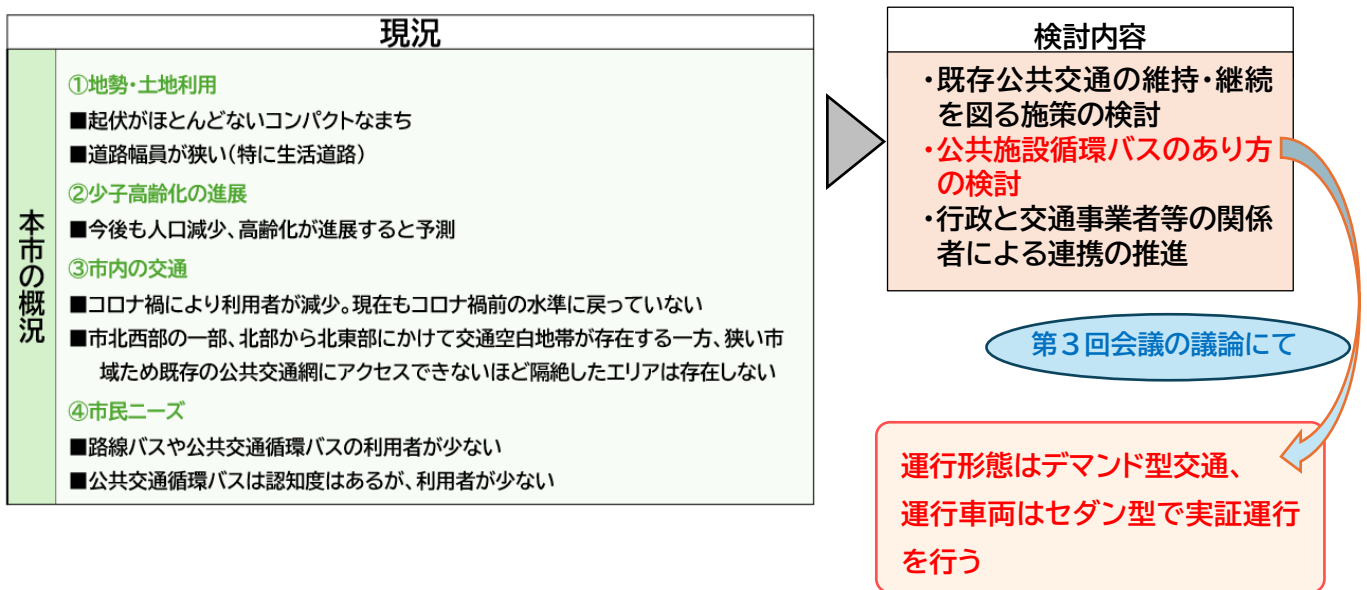


図6. 公共施設循環バスの利用について「不満」や「利用しない」と回答した理由

1-3 地域公共交通会議の設置

このような課題を踏まえ、本市も将来を見据えた公共交通のあり方について検討を進めるため、令和6年8月に「藤井寺市地域公共交通会議」を設置しました。会議では「既存公共交通の維持・継続を図る施策の検討」、「公共施設循環バスのあり方の検討」、「行政と交通事業者等の関係者による連携の推進」の3項目について議論を進めていくことになりましたが、まずは「公共施設循環バスのあり方の検討」について議論していくことになりました。その結果、現在の公共施設循環バスは定期運行で利用率が低いということから、これまでの循環バスに代わり、多目的利用ができる有償によるデマンド型交通での実証運行を進めていくことになりました。



2.運行計画案

2-1 デマンド型交通とは

デマンド型交通（路線不定期運行）とは、運行ダイヤ及び運行ルートは固定するものの、予約が入った区間のみ運行する方法です。予約が入らない区間はショートカットするため、目的地までの時間が短くなります。また、予約時のみの運行となるため、必要最小限の運行経費で対応することができます。（図7参照）

運行車両については、セダン型となり、運行事業者が所有されている車両を活用するかたちとなります。（写真1参照）



写真1 セダン型

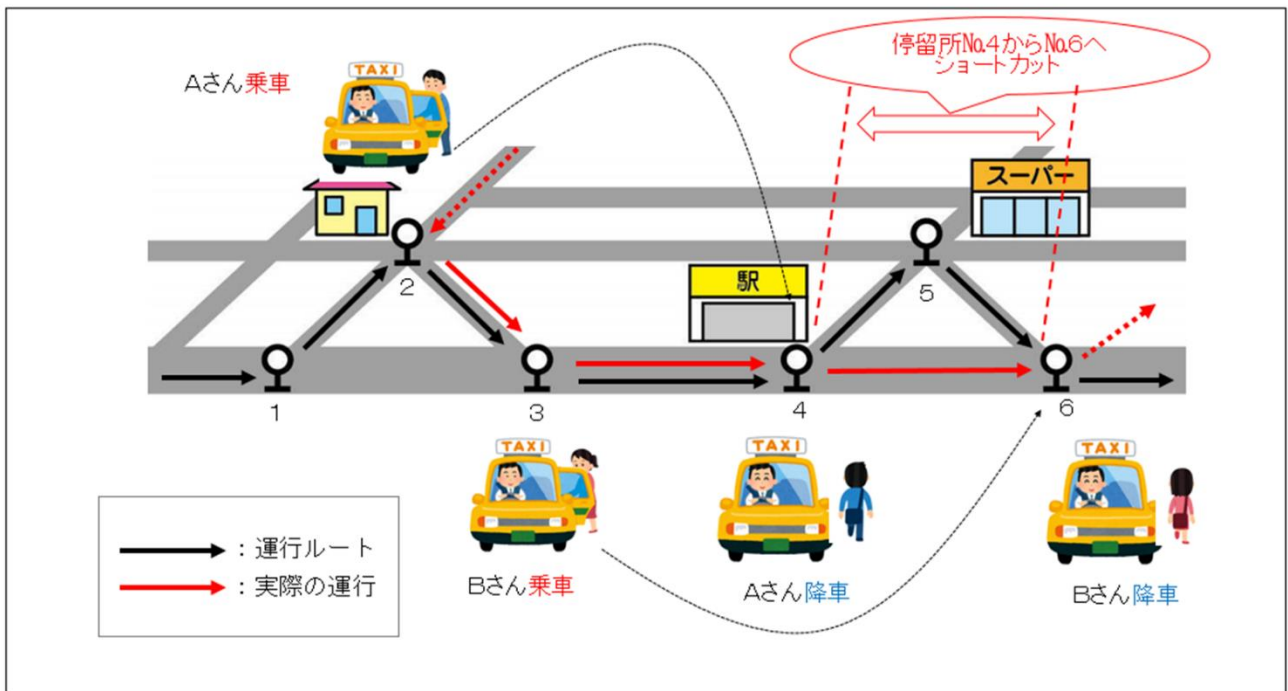


図7. デマンド型交通(路線不定期運行)の概略図

2-2 運行エリア・運行ルートについて

運行エリアについては、交通空白地における移動手段を確保すること、現在運行している循環バスの利用状況を考慮すること、日常生活に必要な医療施設や商業施設などへのアクセスを図ることを考慮し設定しました。（図8参照）また、このエリアを概ね1時間に1本運行できるように北部・南部でルート案を設定しました。（図9、図10、図11参照）今後、詳細な運行ダイヤや停留所の設置場所については、関係機関と協議を行い、決定してまいります。

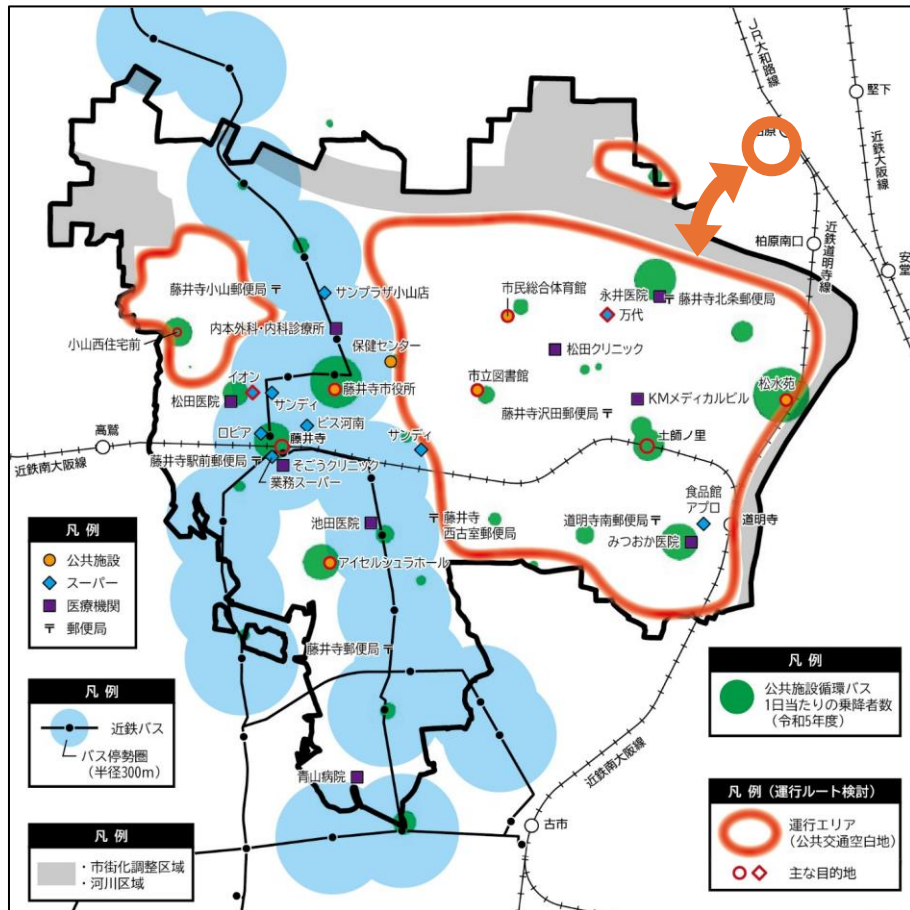


図8. 運行エリア

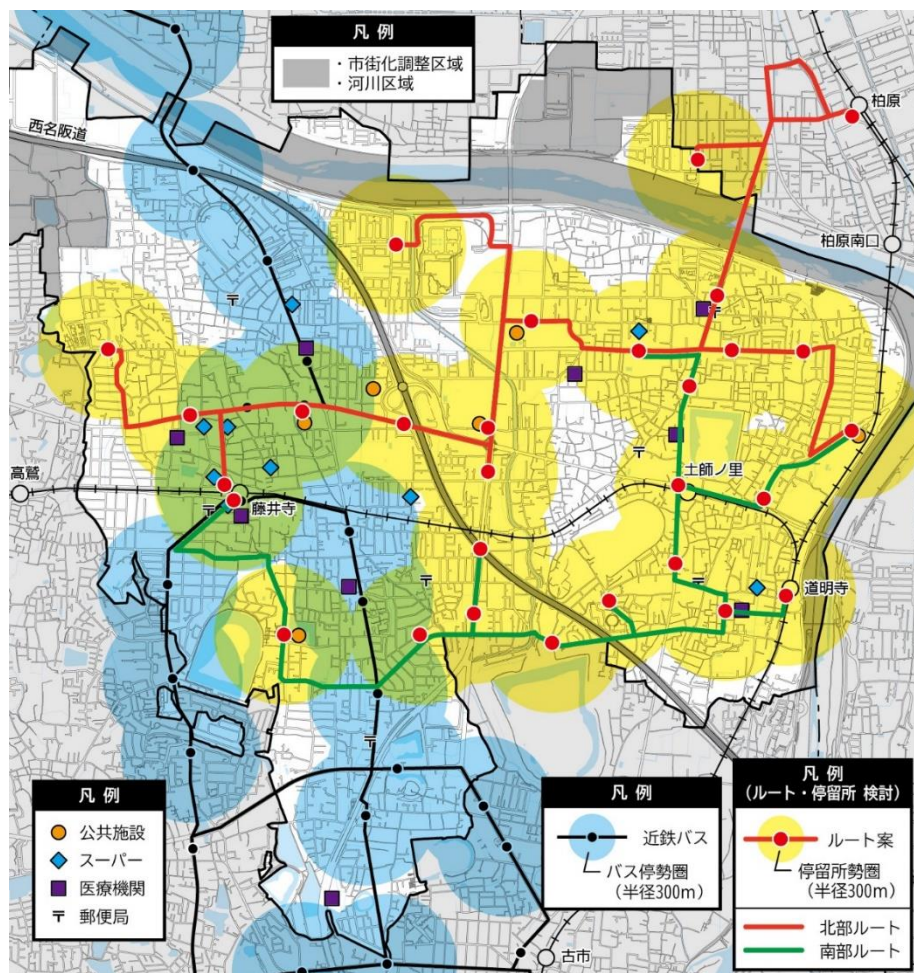


図9. 運行ルート(案)

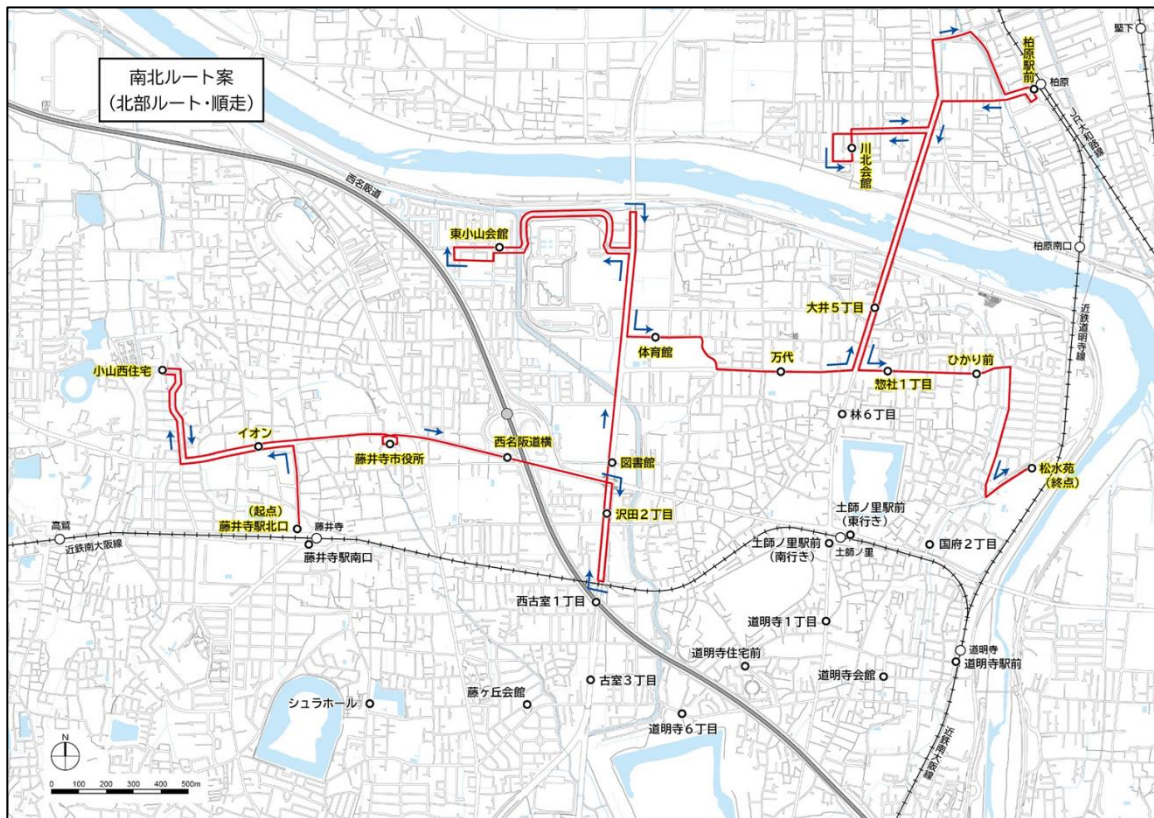


図10. 北部ルート・往路(案)

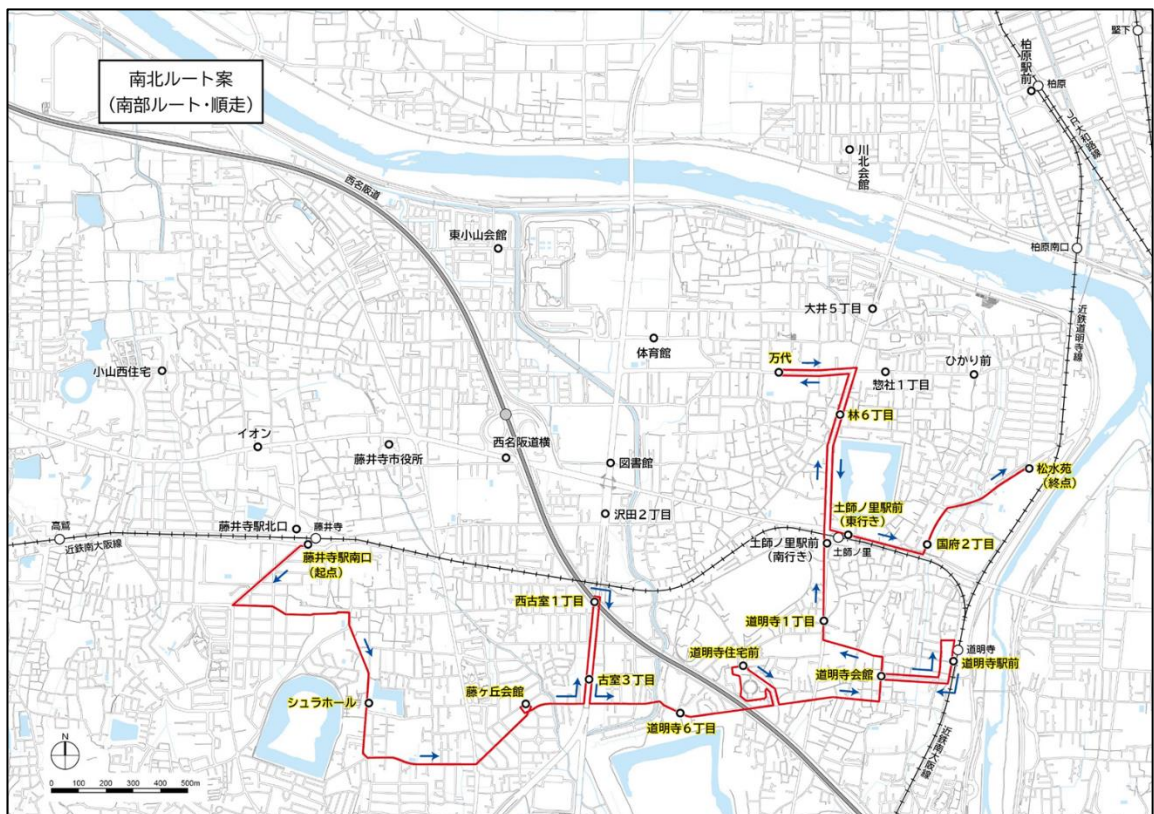


図11. 南部ルート・往路(案)

注1) 復路の場合は、矢印とは反対方向に走行します。(一部、一方通行の箇所についてはルートが変わる場合があります)

注2) 停留所の位置については、今後、関係者の協議により変更となる可能性があります。

2-3 運行内容について

運行エリアや運行ルートその他に運行日や運行時間帯、運賃等についても以下のように設定しています。

・運行日 : 月曜日～日曜日(年末年始は除く)

・運行時間帯 : 7時台～17時台

・運行便数 : 11便/日(1時間毎に1便運行)

・運行ダイヤ

【北部ルート(往路)】

停留所/発時刻	1便	3便	5便	7便	9便	11便
松水苑 (南部ルート乗継)	7:40	9:40	11:40	13:40	15:40	17:40
ひかり前						
惣社1丁目						
大井5丁目						
川北会館						
柏原駅前						
大井5丁目						
万代						
体育館						
東小山会館						
図書館						
沢田2丁目(南行き)						
沢田2丁目(北行き)						
西名阪道横						
藤井寺市役所						
イオン						
小山西住宅						
イオン						
藤井寺駅北口	8:34	10:34	12:34	14:34	16:34	18:34

【南部ルート(往路)】

停留所/発時刻	1便	3便	5便	7便	9便	11便
松水苑 (北部ルート乗継)	7:40	9:40	11:40	13:40	15:40	17:40
国府2丁目						
旧支所前						
林6丁目						
万代						
林6丁目						
土師ノ里駅前(南行き)						
道明寺1丁目						
道明寺会館						
道明寺駅前						
道明寺住宅前						
道明寺6丁目						
古室3丁目						
西古室1丁目						
古室3丁目						
藤ヶ丘会館						
シュラホール						
藤井寺駅南口	8:25	10:25	12:25	14:25	16:25	18:25

【北部ルート(復路)】

停留所/発時刻	2便	4便	6便	8便	10便
藤井寺駅北口 (南部ルート乗継)	8:40	10:40	12:40	14:40	16:40
イオン					
小山西住宅					
イオン					
藤井寺市役所					
西名阪道横					
沢田2丁目(南行き)					
沢田2丁目(北行き)					
図書館					
東小山会館					
体育館					
万代					
大井5丁目					
柏原駅前					
川北会館					
大井5丁目					
惣社1丁目					
ひかり前					
松水苑	9:34	11:34	13:34	15:34	17:34

【南部ルート(復路)】

停留所/発時刻	2便	4便	6便	8便	10便
藤井寺駅南口 (北部ルート乗継)	8:40	10:40	12:40	14:40	16:40
シュラホール					
藤ヶ丘会館					
古室3丁目					
西古室1丁目					
古室3丁目					
道明寺6丁目					
道明寺住宅前					
道明寺駅前					
道明寺会館					
道明寺1丁目					
旧支所前					
林6丁目					
万代					
林6丁目					
土師ノ里駅前(東行き)					
国府2丁目					
松水苑	9:25	11:25	13:25	15:25	17:25

【病院送迎バスダイヤ】(各病院のホームページより)

八尾総合病院 (藤井寺駅北口)	8:40	9:10	9:45	10:25	11:00	11:35	13:15	14:10	15:00	15:50	16:50	17:40
青山病院 (藤井寺駅南口)	8:55	9:50	10:45	11:35	13:10	14:00	14:50	15:55	16:50	17:35	—	—

注 1) 各停留所の発時刻は、調整中です。

注 2) 運行ダイヤは、運行事業者との協議により変更となる可能性があります。

・運賃：大人 200 円(小人 100 円)、未就学児は無料

※割引制度として、運賃割引と乗継割引を設定。

運賃割引:各種障がい者手帳を所有の方、75 歳以上の方、妊産婦、運転免許証返納者を対象とし、半額で利用可。

乗継割引:路線バスもしくは各エリアのデマンド型交通からデマンド型交通に乗継した場合に割引を適用。デマンド型交通分の運賃を半額で利用可。

① デマンド型交通 ↔ デマンド型交通

1 便分の運賃で利用



② 路線バス ↔ デマンド型交通

デマンド型交通を半額運賃で利用（路線バスは通常運賃）

利用者登録および割引券配布による乗り継ぎの確認を想定



・利用方法：制限なし(市外からの来訪者も可)

電話連絡による事前予約制

予約は乗車を希望する日の 1 週間前から開始し、利用予定の前日まで

(前日が土・日・祝日の場合は直近の平日まで)

公共交通機関で移動可能な停留所間の利用は不可

(例: 鉄道駅↔鉄道駅、鉄道駅↔バス停)

・実証運行期間：令和 7 年 10 月頃から令和 8 年 3 月頃までの 6 ヶ月間

※状況によっては延長の可能性あり

3. 今後の見通しについて

今後については、下記の図のとおり停留所で運行ダイヤなど運行計画として定める必要のある項目について設定します。

また、パブリックコメント・説明会を行い、運行計画を決定させた後、運行事業者の選定や実証運行に関する申請・許可を行います。併せて9月頃を目標に、地域の皆様に乗り方や予約に関する周知活動を行っていき、10月からの実証運行を目指してまいります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
実証運行計画の作成	・停留所設定 ・ダイヤ設定							
周知・広報等	●・実証運行に関する説明会 ・パブリックコメント ●・利用方法に関する説明会							
運行事業者の選定・調整								
近畿運輸局の申請許可								
実証運行								
効果検証							・利用者アンケート、 利用促進対策、効果検証	